

全て税込の金額で
判断ください。

建設工事請負契約書・約款の穴埋めについて

(契約の保証)

第4条 この契約に要する保証については、第4条の.....に定めるところによるものとし、第4条の.....及び第4条の.....の規定は適用しない。

<記入方法> 500万円未満 4, 2, 3
 500万円以上 2, 3, 4

(前金払)

第35条 この契約による請負代金額の前金払については、第35条の....., 第.....条及び第.....条に定めるものとし、第35条の....., 第.....条及び第.....条の規定は適用しない。

<記入方法> 100万円未満 3, ー, ー, 2, 36, 37
 100万円以上 2, 36, 37, 3, ー, ー

※「ー」は、横線を記入する。

(部分払)

第38条 この契約による請負代金額の部分払いについては、第38条の.....に定めるものとし、第38条の.....の規定は適用しない。ただし、この契約に係る工事に関し地方自治法（昭和22年法律第67条）第213条第1項又は第220条第3項ただし書の規定による予算の繰越しをすることとなったときは、当該予算の繰越しをしようとする会計年度末における部分払については、次条の適用があるものとする。

<記入方法> 1,000万円未満 3, 2
 1,000万円以上 2, 3

※消費税及び地方消費税や遅延利息(R3.4.1 から 2.5%)に注意してください。

南九州市の契約書では「財務大臣が決定する率」と表記していますが、県の契約書(2.5%と表記)を用いても問題ありません。